

※裏面も必ずご確認ください。

## 【令和 8 年度】諸会費 年間納入について

保存版

本年度の諸会費の月別納入額は下記のとおりです。

納入は、各自の指定金融機関口座から**口座引き落とし**で行います。預金不足による振替不能とならないよう、振替日の前日までに、預金残高の確認をお願いします。

**【重要】諸会費を納入できない場合の修学旅行および校外活動の取り扱いについて**

修学旅行および校外活動への参加はできません。この場合以下の取り扱いとなります。

2 年次 8 月以降 参加を取りやめてもキャンセル料の支払いが必要です → 不参加の意思を示しても、納入が必要

2 年次 11 月以降 原則として参加を見合わせていただくことになります

修学旅行等への参加を見合わせる場合は、早い時期に学校へ御相談ください。

**【振替内容】 ※就学支援金の認定とは関係なく全員に必要な経費です**

1 年 生		4 月	5 月	6 月	9 月	計	備考
	振替日	入学式当日	15 日 (金)	15 日 (月)	15 日 (火)		
	再振替日		29 日 (金)	30 日 (火)	30 日 (水)		
	振替金額	40,000 円	63,850 円	40,000 円	39,000 円	182,850 円	
	入学料	5,650 円	/	/	/	5,650 円	
	PTA会費	0 円	4,800 円	0 円	0 円	4,800 円	月額 400円
	部活動振興事業費	7,200 円	0 円	0 円	0 円	7,200 円	月額 600円
	後援会費	0 円	13,200 円	0 円	0 円	13,200 円	月額 1,100円
	生徒会費	6,000 円	0 円	0 円	0 円	6,000 円	月額 500円
	学年会費	21,150 円	45,850 円	0 円	0 円	67,000 円	学年で使用する諸教材等
	修学旅行積立金	0 円	0 円	40,000 円	39,000 円	79,000 円	2 学年での修学旅行資金

2 年 生		4 月	5 月	6 月		計	備考
	振替日	30 日 (木)	15 日 (金)	15 日 (月)			
	再振替日	-	29 日 (金)	30 日 (火)			
	振替金額	40,000 円	37,200 円	40,000 円		117,200 円	
	PTA会費	0 円	4,800 円	0 円		4,800 円	月額 400円
	部活動振興事業費	7,200 円	0 円	0 円		7,200 円	月額 600円
	後援会費	0 円	13,200 円	0 円		13,200 円	月額 1,100円
	生徒会費	6,000 円	0 円	0 円		6,000 円	月額 500円
	学年会費	26,800 円	19,200 円	0 円		46,000 円	学年で使用する諸教材等
	修学旅行積立金	0 円	0 円	40,000 円		40,000 円	2 学年での修学旅行資金

3 年 生		4 月	5 月			計	備考
	振替日	30 日 (木)	15 日 (金)				
	再振替日	-	29 日 (金)				
	振替金額	40,000 円	18,000 円			58,000 円	
	PTA会費	0 円	4,800 円			4,800 円	月額 400円
	部活動振興事業費	7,200 円	0 円			7,200 円	月額 600円
	後援会費	0 円	13,200 円			13,200 円	月額 1,100円
	生徒会費	6,000 円	0 円			6,000 円	月額 500円
	学年会費	26,800 円	0 円			26,800 円	学年で使用する諸教材等

- ※ 再振替日に振替ができなかった方は、生徒を通じて連絡します。御承知おきください。  
また、遅れて納入いただいた諸会費につきましては、振替日（納期）が以前のものから、順次充当してまいります。
- ※ 転学等による異動で精算余剰金が生じた場合は、金融機関の振込手数料を差し引いて返金することになります。御承知おき下さい。

## 【令和 8 年度】 授業料 年間納入について

保存版

本年度の授業料の月別納入額は下記のとおりです。

なお、就学支援金または新修学支援制度が認定されたご家庭は徴収しません。

該当者のみ  
(全学年共通)

徴収該当の方は、預金不足による振替不能とならないよう、振替日の前日までに、預金残高を御確認下さい。

(単位：円)

授業料	振替月		7月	11月	翌年2月	年間合計	備考
	振替日		31日(金)	2日(月)	1日(月)		
月額 9,900円	振替金額		29,700	49,500	39,600	118,800	・支払方法は希望指定口座からの口座振替です。 ・就学支援金または新修学支援制度が認定されたご家庭からは、左の金額は徴収いたしません。
	対象月		4～6月	7月～11月	12月～翌年3月		

※ 再振替日はありません。

なお、振替日に振替ができなかった方は、現金を学校事務室まで持参していただきます。

※ 今年度の就学支援金および新修学支援制度の申請手続きについては、別途通知します。

学校徴収金・授業料・就学支援金に関するご質問は

学校事務室までご連絡ください。

TEL (053) 434-4401

(8:15～16:45は事務室に直接つながります。)